

技能教育施設の指定等に関する細則の一部を改正する規則について

1 改正理由

令和3年3月8日付け行革第648号・政法第1410号「行政手続等における押印見直し方針の制定及び見直しの実施について（通知）」により、本細則の様式について所要の規定整備を行う。

2 改正内容

本細則の下記様式について、㊟を削る。

- ・第1号様式（技能教育施設指定申請書）
- ・第2号様式（連携科目指定申請書）

3 施行期日

令和3年10月1日